

おきなわマラソン実行委員会バナー広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、おきなわマラソン実行委員会（以下「実行委員会」という。）が「おきなわマラソン実行委員会ホームページ有料広告掲載取扱要綱」によりインターネット上に公開している公式ホームページへ有料広告（以下「広告」という。）掲載を行うにあたり、適切に運用して行くために必要な事項を定めるものである。

(広告の種類及び範囲)

第2条 ホームページに掲載する広告はバナー広告とし、おきなわマラソン参加者の利便性を向上させることができるもの及び公共性を有するもので、その範囲は次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 実行委員会広報としてホームページの公共性、中立性及び品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 風俗営業の広告に該当するもの
- (5) 法令等に抵触するもの
- (6) 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (7) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
- (8) 通信販売専門及び訪問販売専門に類するもの
- (9) その他ホームページに掲載する広告として妥当でないと実行委員会会長が認めるもの

(広告の掲載順位)

第3条 掲載する広告の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) おきなわマラソン大会に関連する公共的性格のある私企業等
- (2) 前号に規定するもの以外の私企業又は自営業者
- (3) その他広告として掲載することが妥当であると実行委員会会長が認めるもの

(広告の規格、制限及び禁止)

第4条 掲載する広告はバナー広告とし、規格、制限及び禁止事項は、次のとおりとする。

- (1) 規格

1 枠 縦 50 ピクセル、横 210 ピクセル 4KByte 以内 GIF 形式

- (2) 制限

ア 画像は、背景と区別がつくものとし、画像と背景と同色である場合は、枠付き画像とする。

イ バナー画像にバナー画像代替テキスト（ALT属性）を付すものとし、先頭に【広告：】を付け、広告主会社名のみを表示するものとする。この場合において、文字数

は25文字以内（【広告：】を含む。）とする。

(3) 禁止

- ア コントラストの強い画面の反転表示が継続するもの
- イ 画面が点滅するもの
- ウ その他ホームページに掲載する画像として妥当でないもの

附 則

この基準は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年10月18日から施行する。